

平成26年度

第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成26年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

平成26年9月30日(火) 午後3時30分開会
開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(18名)

萩原 俊 裕
北川 俊 寛
大井川 和 雄
森田 芳 明
萩野 薫
中田 和 孝
加藤 富 雄
渡部 正 廣
本間 正 二
池田 太 郎
山本 由美子
細川 昭 典
永田 喜一郎
佐藤 和 人
吉本 和 子
小林 秀 樹
土切 裕 二
田中 浩 一

2 欠席委員(2名)

金 安 正 明
伊 藤 良 明

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	出 頭	一 彦
	主幹	大 坂	勝 美
	主査	気 境	智 道
	主任	浅 野	隆 弥
	主事	金 澤	由 希
	主事	岩 村	太 朗

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第21号 第5回農地常任委員会開催結果報告について
- 日程第5 報告第22号 平成26年度農地の利用状況調査結果報告について
- 日程第6 議案第18号 現況証明願及び照会について
- 日程第7 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
- 日程第9 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
- 日程第10 議案第22号 第5回農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 議案第23号 農用地の買入協議に係る要請について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長** これより、平成26年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で定足数に達しております。
ただちに本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長** 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、森田委員、佐藤委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長** 日程第2 会期の決定について
平成26年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
平成26年9月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長** 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長** ご報告申し上げます。
平成26年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおり
でございます。
なお、本日の総会に伊藤委員、金安委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長** ただいまの報告に対しご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第21号

- 議長** 日程第4 報告第21号 第5回農地常任委員会開催結果報告についてを議題と
いたします。
農地常任委員長の報告を求めます。
農地常任委員長。
- 農地常任委員長** 報告第21号 第5回農地常任委員会開催結果報告についてご説明申
上げます。

開催日時、出席者等につきましては、開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件3 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件4 第5回農用地利用集積計画の決定について

付議事件5 農用地の買入協議に係る要請について

付議事件6 平成26年度農地の利用状況調査結果報告について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第21号を終結いたします。

◎報告第22号

○議長 日程第5 報告第22号 平成26年度農地の利用状況調査結果報告についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大坂主幹。

○大坂主幹 報告第22号 平成26年度農地の利用状況調査結果報告についてご説明いたします。

これは、遊休農地に関する措置のため、農地法第30条に規定されている市内の農地の利用状況を調査するものであり、今年度は8月25、26日に実施したものの調査結果を取りまとめたものです。

資料のうち「1 荒廃農地と指定している農地」は、農林水産省が定める「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」の定義に該当する荒廃の程度が著しいものであり、北海道を通じて農林水産省に報告しております。

この荒廃農地614,509.78㎡の内訳は昨年と同じ農地であり、引続き耕作再開に向けて是正措置を指導してまいります。

次に「2 今回の調査において把握した遊休農地」は今年度新たに判明した遊休農地です。内訳は4件で総面積は22,913.00㎡であります。これらについては、利用意向調査を行い、調査の結果により耕作再開の支援、斡旋の開始等を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○議長 これより報告第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第22号を終結いたします。

◎議案第18号

- 議長** 日程第6 議案第18号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
現地調査委員を代表して、永田委員よりご説明願います。
- 永田調査委員** 議案第18号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回願出がありましたのはNo.7の1件で、照会についてはございません。
現地調査は、9月9日に加藤委員、山本委員、私、事務局から岩村主事が参加し行いました。
申請地は高低差のある雑種地、用水路及び河川によって囲まれている土地であり、現況は原野となっております。
以上の現況につき、願出分1件 1筆 畑2026.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。
以上でございます。
- 議長** これより議案第18号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
議案第18号を採決いたします。
現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第19号

- 議長** 日程第7 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
岩村主事。
- 岩村主事** 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。
今回申請がありましたのは、No.6の1件でございます。
同一の経営世帯内で両親が所有している農地の一部を担い手である息子へ贈与するものであり、不許可条項である農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当であると考えられます。
以上、全1件 2筆 畑27,217.00㎡でございます。
以上でございます。
- 議長** これより議案第19号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思
います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第20号

○**議長** 日程第8 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とい
たします。

内容の説明をさせます。

岩村主事。

○**岩村主事** 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

これは、市街化調整区域内における自己で所有する農地における4ha以下の転用で、道知
事処分事件になるものでございます。

今回申請がありましたのは、No.1の1件でございます。

転用目的は、市街化区域に隣接する農地について開発可能性を検討するために埋蔵文化財
の有無等についての調査を行うもので、調査後には農地に復元される一時転用でございます。
農地法関係条項に照らし許可相当と考えられます。

以上、1件 15筆 採草放牧地62.10㎡でございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付す
ことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第21号

○**議長** 日程第9 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とい
たします。

内容の説明をさせます。

岩村主事。

○**岩村主事** 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

これは市街化調整区域内における権利の設定又は移転を伴う4ha以下の転用で、道知事処
分事件になるものでございます。

今回申請がありましたのは、No.4及びNo.5の2件でございます。

内容は、No.4については、平成21年に転用許可を受けて稼働している産業廃棄物処理施設の敷地を拡張するかたちで一般廃棄物の保管場所を作るものでございます。

No.5については、窯業業者へ供給するための粘土を採取するもので、採取後は農地に復元される一時転用でございます。

農地法関係条項に照らし許可相当と考えられます。

以上、2件 2筆 田1980.92㎡、畑3,218.24㎡でございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第22号

○**議長** 日程第10 議案第22号 第5回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○**浅野主任** 議案第22号 第5回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るもので1件4筆5,359.00㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

第5回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第23号

○**議長** 日程第11 議案第23号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○**浅野主任** 議案第23号 農用地の買入協議に係る要請についてご説明申し上げます。

これは申出人計4名から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法第15条第2項の規定に基づき公益財団法人北海道農業公社を含めた調整を行ったところ、農用地の所有者と公社の意向が一致せず、このままでは公社が当該農用地に係る権利を取得できなくなるにより認定農業者又は認定新規就農者への利用権の設定等が困難になる恐れがありますので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により公社による買入協議を江別市長に要請することについて意見の決定を求めるものでございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

以上でございます。

○**議長** これより議案第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
平成26年度第6回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時54分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月30日

議長(会長)

署名委員

署名委員